

ID: 311

担当部署: 都市建設部 建築指導課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>工事停止等措置命令</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市住みよいまちづくり条例 第17条第2項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成12年条例第16号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (違反者等に対する措置)                  第17条 市長は、次に掲げる行為をした事業主等又は建築主等に対し、当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を勧告することができる。                  (1) 第6条第1項又は第7条第1項若しくは第3項に規定する届出をせず、宅地開発又は建築物の工事に着手したとき。                  (2) 第6条第2項若しくは第7条第2項に規定する適合通知書の交付を受ける前又は第6条第3項若しくは第7条第4項の協定を締結する前に、宅地開発又は建築物の工事に着手したとき。                  (3) 第6条第2項若しくは第7条第2項に規定する適合通知書の交付を受けた内容又は第6条第3項若しくは第7条第4項に基づき締結した協定の内容に違反し、宅地開発又は建築物の工事をしたとき。                  2 市長は、事業主等又は建築主等が、前項に規定する勧告に従わず、かつ、その不履行を放置することが、健全で快適な住環境の維持、保全及び育成に著しく反すると認める場合には、当該事業主等又は建築主等に対して、当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を命令することができる。                  3 市長は、前項の規定により当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を命令するときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 316

担当部署: 都市建設部 建築指導課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>過料</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市住みよいまちづくり条例 第25条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成12年条例第16号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (過料)                  第25条 市長は、事業主等及び建築主等が、第17条第2項の規定による命令に従わないときは、5万円以下の過料を科する。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 318

担当部署: 都市建設部 建築指導課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>中止命令等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例 第10条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成8年条例第1号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (中止命令等)                  第10条 市長は、第4条第1項に規定する市長の同意を得ずに、建築確認申請書を提出した者又は遊技場若しくはホテルへの用途の変更をする者に対し、中止命令書により建築の中止を命ずることができる。                  2 市長は、建築物がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反していると認める場合においては、建築主に対し、是正措置命令書により原状回復その他の是正措置を命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 326

担当部署: 都市建設部 建築指導課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>駐車施設附置等措置命令</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 第12条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和59年条例第1号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (措置命令)                  第12条 市長は、第2条から第4条まで、第6条又は第10条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。                  2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行なうものとする。                  3 前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>